

## 徳島県福祉サービス評価機関認証要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、福祉サービス事業者の提供するサービスの質を専門的かつ客観的な立場から評価する徳島県福祉サービス評価機関（以下「評価機関」という。）の認証に関し、必要な事項を定めることにより、福祉サービス評価の信頼性、透明性を確保することを目的とする。

## (認証基準)

第2条 評価機関の認証基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 法人格を有すること。
- 二 施設等による福祉サービスを提供していないこと。
- 三 評価を決定する委員会等を設置していること。
- 四 次の要件を満たす評価調査者を確保していること。
  - イ 次の（1）又は（2）に該当する評価調査者をそれぞれ1名以上設置すること。
    - （1）組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
    - （2）福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
  - ロ 評価調査者は、徳島県若しくは他都道府県福祉サービス第三者評価事業推進組織又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う評価調査者養成研修を受講していること。
  - ハ その他
    - （1）評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。
    - （2）一件の評価に2人以上（イ（1）及び（2）のそれぞれ1名以上を含むこと。）の評価調査者が一貫してあたること。
- 五 事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること。
  - イ 評価を決定する委員会等の委員及び所属する評価調査者一覧（評価調査者養成研修の修了に関すること、前号イ（1）又は（2）に関する資格及び主な経歴を記載したもの。なお、評価を決定する委員会等の委員及び評価調査者の氏名については非公開も可。）
  - ロ 事業内容等に関する規程（評価を実施するサービス種別を含むこと。）
  - ハ 評価の手法
  - ニ 守秘義務に関する規程
  - ホ 倫理規程
  - へ 評価料金表
  - ト 評価事業の実績
- 六 評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。

(評価に係る留意事項)

第3条 評価は、原則として徳島県福祉サービス評価基準に基づいて行うこと。

2 評価の方法は、これを受審する事業所の自己評価結果等を活用した書面調査及び訪問調査により行うこと。

この際、当該事業所から提出を求める書類等については、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。

3 利用者等に対する調査を実施すること。

4 担当評価調査者が、現在関係する事業所の評価を行うことはできないこと。

5 評価を決定する委員会等の委員は、現在関係する事業所の評価決定に加わることはできないこと。

6 評価結果については、評価を受けた事業者の同意を得て、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワーク (WAMNET)」を活用し、公表すること。

(認証の申請)

第4条 評価機関の認証を受けようとする者は「評価機関認証申請書」(様式第1号)に必要な書類を添付して県に提出すること。

(認証)

第5条 県は、前条に基づく申請書を受理したときは、推進委員会により審議し、適正に事業を実施できると認められる場合には、評価機関を認証する。

(認証の通知)

第6条 県は、評価機関を認証したときは「認証通知書」(様式第2号)を、認証しないこととしたときは「不認証通知書」(様式第3号)を交付する。

2 県は、評価機関を認証したときは、当該機関の名称、代表者名、所在地、連絡先、評価実施サービス、評価料金、評価調査者等の情報を公開する。

(認証内容の変更)

第7条 認証を受けた評価機関は、第4条で規定する申請書に記載する事項及び添付書類の内容に変更が生じた場合は、変更の事由が発生した日から1ヶ月以内に、「変更届」(様式第4号)に必要な書類を添付し、県に届け出なければならない。

(認証の有効期限)

第8条 認証の有効期限は3年間とする。

(認証の更新)

第9条 認証を受けた評価機関は、認証の有効期間の満了に際し、引き続き評価機関の認証を受けようとするときは、有効期間満了の日の1ヶ月前までに「評価機関認証更新申請書」を県に提出しなければならない。

2 認証の更新に際し、認証の更新を行なう日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。）が10件以上の場合にあつては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者が全国社会福祉協議会又は県が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあつては、当該更新を行なう年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。また、第11条第1項に規定するいずれかに該当する場合には、更新は行なわないものとする。

#### （事業廃止）

第10条 認証を受けた評価機関は、その事業を廃止しようとするときは、事業終了の1ヶ月前までに「事業廃止予定届」（様式第5号）を県に届け出るものとする。

#### （認証の取消）

第11条 県は、認証した評価機関が次の各号のいずれかに該当した場合は、推進委員会の審議を経て、認証を取り消すことができる。

一 第2条の認証基準のいずれか一つが欠けた場合

二 第9条第2項に規定する更新時研修を受講しなければならないにもかかわらず受講しない場合

三 第12条に定める定期的な事業報告をしなかった場合又は第13条に定める県が行う調査等の協力を行わない場合

四 次のような不正な行為が行われた場合

イ 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること。

ロ 守秘義務に違反すること。

ハ サービス利用者や事業者の人権を侵害すること。

ニ 法令に違反すること。

ホ その他社会通念上不正な行為と認められる行為

五 前条に規定する廃止予定届が提出された場合

2 県は、評価機関の認証を取り消したときは、「取消通知書」（様式第6号）により通知する。

3 県は、評価機関の認証を取り消した結果を公開する。

#### （実績報告）

第12条 評価機関は、毎事業年度終了後速やかに県に対し、評価事業の実績等を報告するものとする。

#### （調査・報告）

第13条 評価機関は、県が評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

#### （その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、認証に当たり必要な事項は、推進委員会の審議を経て、決定する。

附 則

1. この要綱は、平成18年4月12日から施行する。
2. この要綱は、平成18年9月8日から施行する。
3. この要綱は、平成31年1月4日から施行する。
4. この要綱は、令和元年12月20日から施行する。